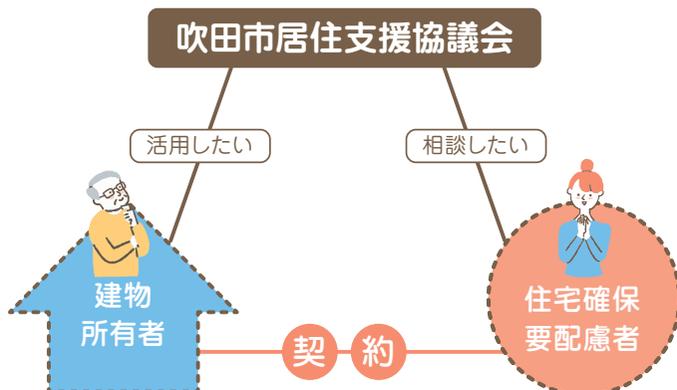


吹田市居住支援協議会について

「吹田市居住支援協議会」は、住宅確保が困難な方（※住宅確保要配慮者）への住まい探しのご相談から、入居後の生活支援まで、市内の各種団体と連携したサポートをご提案致します。



※住宅確保要配慮者とは低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者などで住宅の確保に特に配慮を要する方々のことです。

吹田市居住支援協議会の事業内容

住宅確保要配慮者への相談窓口

住宅確保が困難な方（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への入居支援：相談窓口の設置及びマッチングの実施

相談窓口は、住宅確保要配慮者の方の民間賃貸住宅への円滑な入居に向けて入居希望者と家主の方それぞれをサポートします。相談窓口では、相談員が面談により物件に関するご希望などを伺います。ケアマネジャーやソーシャルワーカー等の支援者の方がいらっしゃる場合は、面談にはなるべく一緒にお越しください。吹田市居住支援協議会事務局にご連絡いただいた際に、住宅に関するご相談につきましては、吹田市内の居住支援法人におつなぎ致します。



住宅セーフティネット制度の普及

新たな住宅セーフティネット制度の周知・普及や住宅の登録促進に係る取組み

「住宅セーフティネット制度」とは、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された国の制度です。この制度は以下3つの柱から成り立っています。

- ①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（セーフティネット住宅）
- ②セーフティネット住宅の改修や入居者への経済的な支援
- ③住宅確保要配慮者に対する居住支援



居住支援サービスの対象者について

対象者：法律で定める者（改正住宅セーフティネット法）

- ①低所得者（月収 15.8 万円以下）公的年金受給者等
- ②被災者（発生後 3 年以内）
- ③高齢者（生活保護受給者を含む）
- ④障がい者
- ⑤子どもを養育する者
- ⑥住宅確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

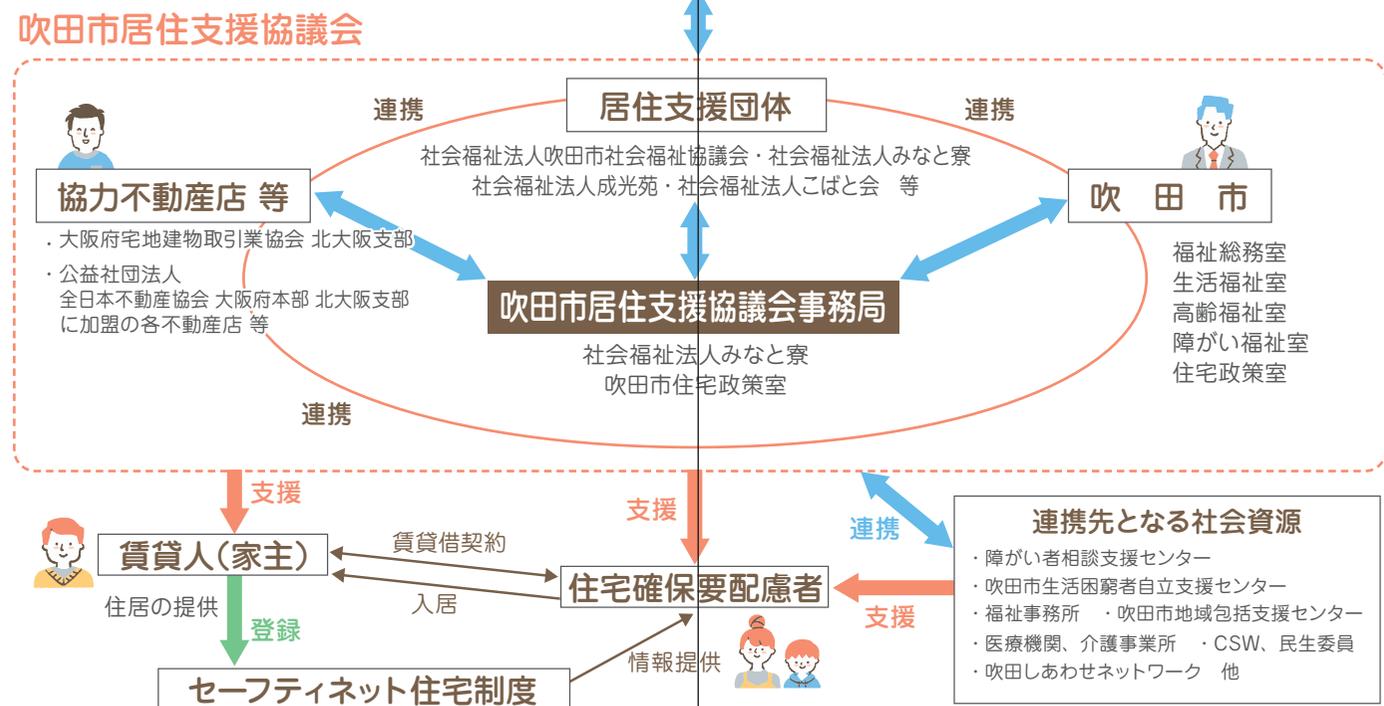
外国人、犯罪被害者、DV 被害者、生活困窮者などのほか、大阪府居住安定確保計画で定める者

居住支援サービスの対象者に該当しない方

- 自分で家を探せる能力がある方または身内で探すことができる家族がいる方
- 戸建て、マンション問わず、持ち家がある方（築年数は考慮されない）

吹田市居住支援協議会のフロー図

Osaka あんしん住まい推進協議会(大阪府)



吹田市居住支援協議会の取り組み

吹田市内について、吹田市内の社会資源である社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等の各団体が連携を強化しネットワークを利用してそれぞれの得意分野からの強みを活かし、新しい住居への入居前の住宅に関する情報の提供や、見守りなどの支援を行い、誰もが安心して、住まいや生活に困ることなく、自立した生活を送ることができるような支援を行う団体です。